

コーポレート・ガバナンス

キョーリン製薬グループは、継続的な企業価値の向上を図ることで、ステークホルダーの皆様の信頼と期待に応えたいと考えています。その1つとして、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を経営の重要課題と位置づけています。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

キョーリン製薬ホールディングス(株)は「継続的な企業価値の向上」を経営の最重要事項としています。その実現のためには社会から信頼を得られる経営の環境整備が必要であり、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な課題と位置づけ、意思決定の迅速化、経営の妥当性の監督機能強化、企業倫理に根ざした企業活動の透明性の確保等に取り組んでいます。株主ならびに投資家の皆様に対しては経営の透明性、フェア・ディスクロージャーの観点から、適切かつ迅速な情報開示を実施するよう努めています。今後もさらに積極的な情報開示を進め、ステークホルダーの皆様との十分なコミュニケーションを図っていきます。

当社は、取締役の業務執行に対する監督機能の一層の強化と経営の透明性・公平性を高めるため、3名の社外取締役を選任しています。

当社は監査役会設置会社であり、社外監査役3名を含む監査役会は、監査・監督機能を十分に発揮して、取締役会の意思決定にかかる透明性の確保に努めるとともに、取締役会や経営会議等重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、グループ会社の調査等多面的な監査を行っています。

また企業の社会的責任(CSR)を自覚し、キョーリン製薬グループ各社にコンプライアンス推進・リスク管理担当者を置くとともに「コンプライアンス委員会」と「リスク管理委員会」がグループ全体のコンプライアンスおよびリスク管理の対応を統括・推進する体制を構築しており、グループ会社ごとのガイドラインを策定した上でグループ全体の相談・通報体制を整えています。なお関係会社の管理にあたっては「関係会社管理規程」を制定し、その経営等は自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う指導體制とし、また社内監査部門は「内部監査規程」に基づき関係会社の監査を実施し、監査結果に応じて統括部署が指示、勧告または適切な指導を行っています。

コーポレート・ガバナンス体制

取締役会

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む計9名の取締役で構成され、原則として毎月1回定期開催し、法定事項の決議、重要な経営方針や戦略の策定および決定、業務執行の監督等を行っています。

議長：代表取締役社長 荻原豊
取締役：穂川稔、荻原茂、大野田道郎、萩原幸一郎、杉林正英
社外取締役：鹿内徳行、重松健、渡邊弘美

監査役会

当社は監査役会設置会社であり、当社の監査役会は常勤監査役2名、社外監査役3名で構成されています。監査役会においては、社外監査役の適時適切な機能の発揮により、独立した客観的な立場において監査等の権限行使を行う体制を整えています。

議長：常勤監査役 松本臣春
常勤監査役：玉置修吾
社外監査役：小幡雅二、山口隆央、亀井温裕

業務執行体制

業務執行に関しましては、社長および取締役からなる経営会議を設置し、当社およびグループ会社の業務執行に関する重要事項を協議・決定しています。

議長：代表取締役社長 荻原豊
取締役：穂川稔、荻原茂、大野田道郎、萩原幸一郎、杉林正英

また当社では、通常の業務執行を担う代表取締役や業務担当取締役のほか、特定の分野においては、必要に応じて執行役員を置いて積極的に権限委譲することで、取締役会の指揮監督のもと、迅速な意思決定と業務執行の責任の明確化を可能にする体制作りを行っています。2021年6月18日現在、執行役員は4名です。

コーポレート・ガバナンス体制

主な項目	内容
機関設計の形態	監査役会設置会社
取締役の人数(うち社外取締役)	9名(3名)
監査役の数(うち社外監査役)	5名(3名)
取締役会の開催回数(2021年3月期) (社外取締役の平均出席率) (社外監査役の平均出席率)	12回 (100%) (88.8%)
監査役会の開催回数(2021年3月期) (社外監査役の平均出席率)	11回 (90.9%)
取締役の任期	1年
執行役員制度の採用	有
取締役会の任意委員会	報酬・指名に関する委員会
監査法人	EY新日本有限責任監査法人

報酬・指名に関する委員会

役員の報酬および指名にあたっては、透明性の向上のため、独立社外取締役を主要メンバーとする任意の「報酬・指名に関する委員会」を設置し、適切な助言を求めています。

委員長：代表取締役社長 荻原豊
常勤監査役：松本臣春
社外取締役：鹿内徳行、重松健、渡邊弘美

社外取締役および社外監査役

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名です。社外取締役には取締役会等において独立かつ客観的な立場から助言を求めるとともに、業務の執行と一定の距離を置いた実効性の高い経営の監督体制を確保しています。社外取締役 鹿内徳行は、弁護士としての高度な専門性と豊富な経験を活かし、主に法的な観点から会社経営に関する提言や助言を適宜行っています。社外取締役 重松健は、会社経営の豊富な経験と幅広い

見識を活かし、社会環境の変化に対応した経営に関する提言や助言を適宜行っています。社外取締役 渡邊弘美は医師としての医療現場における幅広い見識を活かすとともに、多様性の1つである女性の活躍推進の観点から提言や助言を適宜行っています。社外監査役3名については何れも経営陣や特定の利害関係者の利害に偏ることの無い中立的な立場で企業法務、財務・会計等に関する相当程度の知見を有しており、広い

見識でより広範囲からのモニタリング機能を果たす役割を担っています。

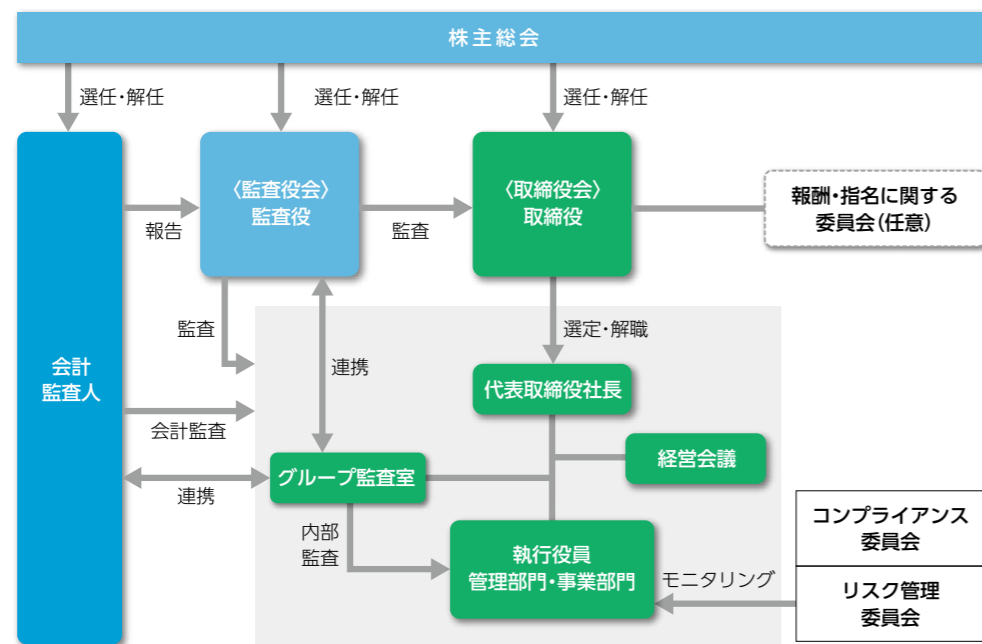
社外監査役 小幡雅二は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

社外監査役 山口隆央は、公認会計士、税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

社外監査役 亀井温裕は、金融業界での勤務経験から財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

当社は、社外取締役又は社外監査役の選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しています。なお社外取締役 鹿内德行、重松健、渡邊弘美の3名および社外監査役 小幡雅二、山口隆央、亀井温裕の3名は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ています。

ガバナンス体制図 (2021年6月18日現在)



役員報酬

当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値向上に寄与する報酬とすることを基本方針として、具体的には金銭を給付する「基本報酬」と当社株式等を給付する「株式報酬」の2つの報酬で構成しています。

ただし社外取締役については、経営の監督機能を十分機能させるため、報酬は毎年の業績と連動しない「基本報酬」のみとし、「株式報酬」は対象外としています。

「基本報酬」および「株式報酬」の額については、株主総会で決議された報酬等の限度内において、それぞれの決定方針に従って算出され、独立社外取締役が過半数を占める任意の「報酬・指名に関する委員会」にて決定プロセスの客観性・透明性が確認された後、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が決定しています。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	235	230	5	7
監査役 (社外監査役を除く)	33	33	—	2
社外役員	51	51	—	6

内部監査および監査役監査

内部監査については通常の業務部門とは独立した社長直轄のグループ監査室(6名)が年度ごとに作成する「監査計画」に基づき、当社およびグループ会社の経営活動における法令遵守状況と内部統制の有効性・効率性について定期的に検討・評価しています。内部監査の過程で確認された問題点、改善点等は直接社長へ報告するとともに改善のための提言を行っています。

また財務報告に係る内部統制の評価部署として、予め定めた評価範囲を対象にその統制の整備状況・運用状況の有効性を評価し、社長へ報告を行っています。

監査役監査については、各監査役は期初に監査役会が策定した監査方針および監査計画に従い監査を行っています。また取締役会や経営会議等重要会議への出席、重要な

決裁書類・資料の閲覧、グループ会社の調査等多面的な監査を行っています。

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行うとともに社内監査部門とも連携し、適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図っています。

役職員が法令・定款に違反する行為等を知った場合は、直ちに監査役に通報する体制をとっており、役職員との緊密な連携と監査に対する理解を深めることにより、監査役監査の効率化への環境整備に努めています。また監査役スタッフを1名置いており、その人事は取締役と監査役が調整し独立性に配慮しています。

社外取締役メッセージ



当社の社外取締役は、取締役会を通じて、経営陣に対しても活発に意見を具申し、真摯にガバナンスの充実に取り組んでいると感じています。私自身も法律知識や弁護士としての経験を活かし、ガバナンスやコンプライアンスの観点から、意思決定の妥当性が確保されるよう取り組んでいます。今後も、当社におけるコーポレート・ガバナンスの強化・充実のため、社外の独立した視点から助言や提言を行っていきます。

社外取締役 / 独立役員 **鹿内 德行**



製薬業界は、薬価改定を含む医療制度改革や医療のデジタル化等、経営環境が大きく変化しています。これまでに培った経営者としての知見も活かし、中期的な時間軸で会社の将来を見据え、助言等を行うよう心がけています。今後も、グローバルな潮流をふまえた持続可能性等も意識し、当社が経営の透明性を高め、ステークホルダーの皆様方の信頼と期待に応えられるよう、必要な提言を行っていきます。

社外取締役 / 独立役員 **重松 健**



当社は、中期経営計画「HOPE100—ステージ3—」で感染症領域におけるソリューション提供活動の一つの柱として定めましたが、COVID-19の世界的な感染拡大のもと当社が担う役割の重要性を再認識しています。今後も医師の立場で、当社独自の価値創造に向けたリスクテイクを支えるとともに、多様性の一つである女性の活躍推進の観点から助言や提言を行うことにより、会社のさらなる発展に貢献していきます。

社外取締役 / 独立役員 **渡邊 弘美**